

静岡県告示第511号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年5月21日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

谷田押切No. 4 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
三島市		谷田	山田	次に掲げる地番の土地に存する標柱8号から13号までを順次結んだ線、標柱14号から17号までを順次結んだ線、昭和56年静岡県告示第21号で指定した標柱5号と13号、同告示で指定した標柱2号と14号、同告示で指定した標柱2号から5号までを順次結んだ線及び標柱8号と17号を結んだ線に囲まれた区域
				1390 8号
				1392-2 9号
				1389-1 10号
				1380-4 11号
				1377-1 12号
				1377-1 13号
				1379-23 14号
				1391-3 15号
				1392-21 16号
1392-21 17号				